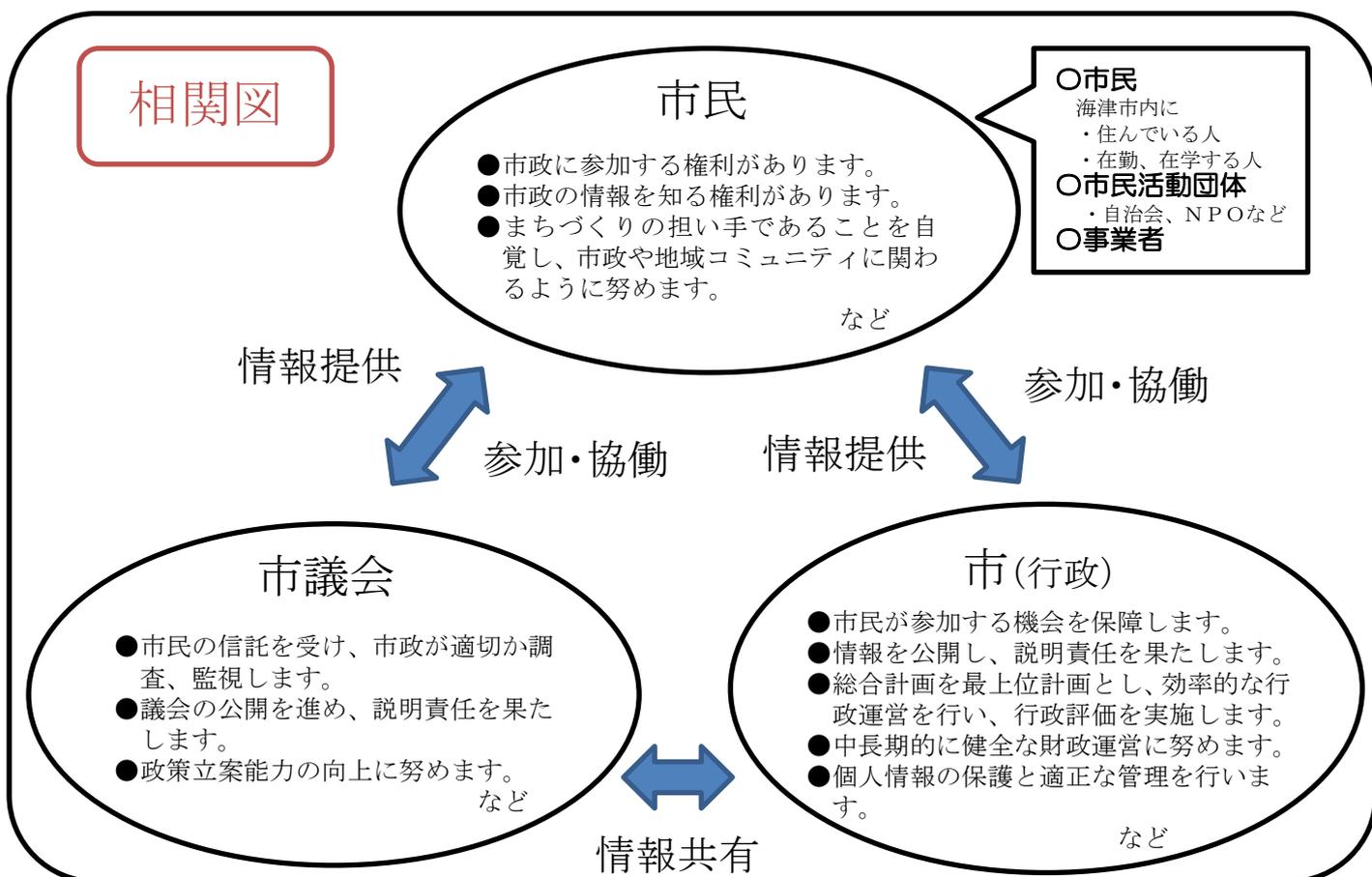


海津市自治基本条例（理念条例）とは？

海津市自治基本条例は、暮らしやすい地域社会に向けて、市民、市議会及び市の3者が連携・協力して今後のまちづくりに取り組むため、基本理念を制定するものです。この条例は理念条例であり、制定されたからといって、すぐに市民生活が変わるということはありませんが、3者がお互いに果たしていくべき責務や役割等を明らかにし、それらを実現していくために協働を進めていくことで、憲法第92条に規定される「地方自治の本旨」に基づく、市民自治（市民主体のまちづくり）の実現を図ろうとするものです。



条例のポイント(基本原則)

市民自治

市民自治（市民の主体的な意思と責任によって行うもの）がまちづくりの基本であること。

市民参加

一人ひとりの人権が尊重され、（市民の主体的な意思により、平等に）市政に参加する権利が保障されること。

協働

市民、市議会、市（行政）の基本的な関係は、対話によって築かれる信頼をもととした協働関係であること。

情報共有

市政に関する情報が、市民、市議会、市（行政）の間で共有されること。

地域尊重

みんなで一緒にまちづくりをすすめるために、地域特有の歴史、文化、景観などの地域の個性を尊重すること。

さらに、市政の重要事項で、市民の意見を確認し反映させる「住民投票」の実施を請求できます。